

群馬県立尾瀬高等学校 同窓会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は群馬県立尾瀬高等学校同窓会と称する。事務局は同校内に置く。
- 第2条 本会は会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するために下の事業を行う。
- 1 母校発展に寄与する事項
 - 2 会員親睦に関する事項
 - 3 その他必要と認める事項
- 第4条 本会会員は、転居その他一身上の都合で異動したとき本会に報告する。

第2章 会員

- 第5条 本会会員は、県立沼田高等学校武尊分校卒業生、県立武尊高等学校卒業生及び県立尾瀬高等学校卒業生をもって組織する。
- 第6条 本校現在の職員は、特別会員となる。但し、退職後会長の特別推薦により特別会員となることができる。
- 第7条 本校の会員たる本分を失ったときは、役員協議のうえ除名することができる。

第3章 役員及び会員

- 第8条 本会は下の役員を置く。任期は3年とし、再選を妨げない。
- 1 会長 1名
 - 2 副会長 若干名
 - 3 書記 若干名
 - 4 会計 若干名
 - 5 支部長・副支部長（各支部別、1名ずつ）
 - 6 期別幹事（卒業年度別若干名）
 - 7 監査 若干名
 - 8 校内幹事（若干名）
 - 9 顧問
- 第9条 会長は本会を代表し会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその任を代行する。支部長・副支部長は各支部より選び、合議において会務にあたる。期別幹事は卒業年度別に選び、会務にあたる。監査は会計を監査し、総会において報告する。校内幹事は母校教職員より選び、会務を処理する。顧問は会長の諮問に答えるものとする。各役員は会長がこれを委嘱する。
- 第10条 毎年1回総会を開くものとする。

第 4 章 会 計

第 11 条 本会の経費は、会員の会費及びその他の収入を以てする。

第 12 条 本会の入会金は 10,000 円とし、卒業時に納入するものとする。

第 13 条 本会の永年会費は 5,000 円を納入し、蓄積して本会基本金とする。

第 14 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

附 則

第 15 条 本会則に定めなき事項については、役員会の決により会長の承認を以て定める。

第 16 条 慶弔については、別途定める。

第 17 条 本会則は昭和 43 年 9 月 5 日より実施する。

昭和 50 年	4 月より入会金 1,000 円に改正
昭和 53 年	4 月より会費（年額）1,440 円に改正
昭和 54 年	6 月 20 日会則一部改正
昭和 62 年	6 月 14 日会則一部改正
平成 元年	6 月 10 日会則一部改正
平成 6 年	5 月 25 日会則一部改正
平成 8 年	5 月 21 日会則一部改正
平成 9 年	6 月 17 日会則一部改正、第 12 条は平成 12 年度より適用する。
平成 16 年	6 月 22 日会則一部改正
令和 元年	7 月 20 日会則一部改正
令和 2 年	7 月 18 日会則一部改正
令和 7 年	7 月 4 日会則一部改正